

# 東京都ハンドボール協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、東京都ハンドボール協会（英文名 Tokyo Metropolitan Handball Association）と称する。（以下本協会と言う。）

(構成)

第2条 本協会は、東京都内に所在している以下のチーム及び個人、本協会に登録されている関係者を以って組織する。

- (1) 東京都内に所在し関東学生ハンドボール連盟に加入しているチーム及び個人
- (2) 東京都社会人ハンドボール連盟に加入しているチーム及び個人
- (3) 東京都高体連ハンドボール連盟に加入しているチーム及び個人
- (4) 東京都中体連ハンドボール連盟に加入しているチーム及び個人
- (5) 東京都小学生ハンドボール連盟に加入しているチーム及び個人
- (6) その他。

(本部の所在)

第3条 本協会の本部を、東京都内に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本協会は、日本ハンドボール界発展のために、財団法人日本ハンドボール協会に協力しハンドボール競技の普及と発展を図ること、登録チームの親睦と育成、強化及び各種大会の開催を目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催
- (2) 登録チーム指導
- (3) 指導者の育成
- (4) 審判の育成
- (5) 国際交流
- (6) その他総合役員会で適当と認められた事業

## 第3章 役員

(役員および定数)

第6条 本協会は、次の役員（理事・監事）を置く。

- (1) 理事 20名以上 30名以内
  - (2) 監事 2名以内
2. 役付役員は以下のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長若干名
- (5) 常務理事若干名
- (6) 監事 2名

3. 理事および監事は役員会の承認を得て決定する。（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長・副会長の選任・役割)

第8条 会長および副会長は常務理事会にて推薦された者を役員会の承認を得て決定する。

2. 会長は本協会を代表、総括する。また、役員会を招集し、その議長となる。

3. 副会長は会長に事故ある時はその職務を代行する。

(理事長・副理事長の選任・役割)

第9条 理事長および副理事長は理事の互選によって決定する。

2. 理事長は会長・副会長に事故がある時はその職務を代行する。

3. 理事長は会務を執行する。

4. 副理事長は理事長を補佐する。

(常務理事の選任・役割)

第10条 常務理事は理事の互選によって決定する。

2. 常務理事は理事長が招集した会務に出席し、その職務を遂行する。

(理事の選任・役割)

第11条 理事は本協会に登録された関係者より推薦を受け理事長・副理事長により審査を受け、役員会に諮り決定する。

2. 理事は理事長が招集した会務に出席し、その職務を遂行する。

(監事の選任・役割)

第12条 監事は理事の互選によって決定する。

2. 監事は本協会の年度予算の執行状況及び年度決算の

監査を第三者の会計士及び・税理士とともにに行い、その結果を役員会に報告する。

#### 第4章 顧問および参与

(顧問・参与の選任・役割)

- 第13条 本協会に顧問および参与を置くことができる。また、顧問および参与は、本協会の理事を長年務めハンドボール競技の普及と発展に多大なる貢献が認められ、且つ理事長の推薦を持って、役員会の承認を得て決める。
2. 顧問・参与は意思決定を行う権限は持たないものの、役員会の求めに応じ、役員会に出席し助言・意見を述べる事ができる。

#### 第5章 専門委員

(専門委員の選任・役割)

- 第14条 役員会で必要とされた専門委員会設置に伴い、専門委員を置くことができる。
2. 専門委員は、役員会で推薦された者を役員会で審査し、決定する。
3. 専門委員は意思決定を行う権限は持たない。
4. 専門員は専門的な分野の業務を遂行する。

#### 第6章 職員

(職員の設置)

- 第15条 本協会は必要に応じて有給の職員を置くことが出来る。
2. 有給職員の設置や任期は常務理事会に諮り決定する。

#### 第7章 機関

(機関)

第16条 本協会は次の機関を置く。

- (1) 役員会
- (2) 常務理事会
- (3) 理事会
- (4) 専門委員会
- (5) その他

(役員会の構成)

第17条 総合役員会は、会長・副会長・顧問・参与・常務理事・理事・事務局員をもって構成し、本協会の最高議決機関とする。

(常務理事会の構成)

第18条 常務理事は常務理事会を組織し、本協会の運

営に従事する。

(理事会の構成)

第19条 理事は理事会を組織し、常務理事と協力して本協会の運営に従事する。

(専門委員会の構成)

第20条 専門委員会は、担当する組織の理事と専門委員を持って構成し、専門的事項の提案と運営に従事する。

2. 専門委員会は以下の委員会とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技力向上委員会
- (3) 競技運営委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 普及委員会
- (6) 指導委員会
- (7) 女性委員会
- (8) その他委員会

#### 第8章 会議

(会議の種類)

第21条 本協会は第5条の事業を行うために次の会議を行う。

- (1) 役員会
- (2) 常務理事会
- (3) 理事会
- (4) 専門委員会

(役員会の役割)

第22条 役員会は、本協会の最高議決機関とし、次に掲げる諸事項について審議し決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算審議
- (3) 決算承認
- (4) 規約改廃
- (5) 役員承認
- (6) その他の事項

2. 役員会の議事については、議事録を作成する。

(会議の招集)

第23条 本協会の会議を招集する時は、あらかじめ日時・場所・議題等を該当役員に通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。また、理事の過半数以上の請求があった時、または、会長が必要と認めた時、臨時の総合役員会を召集することができる。

(会議の議題)

第24条 本協会の諸会議への出席者及び関係団体並びにその他からの議題は、事前に議長に提出のこと。

(委任状)

第25条 本協会の会議に、あらかじめ理由を述べずに欠席した役員は、白紙委任状を提出したものとみなす。

(会議の成立)

第26条 会議は、総員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、会議の決議は出席者の過半数をもって決める。但し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(役員以外の出席要請)

第27条 本協会は、会長が必要と認めた場合には、役員以外の者でも、必要に応じて、各会議に出席を要請することができる。

## 第9章 会計

(会計)

第28条 本協会の経費は、下記の収入をもってこれにあてる。

- (1) 登録チームの登録料
- (2) 事業収益金
- (3) 寄付金および補助金
- (4) その他の収入

(登録料)

第29条 本協会の登録チームの登録料は、役員会にて決定する。  
2. 登録料の納期は、毎年4月30日までとする。

(予算)

第30条 本協会の予算は総合役員会で決定され、総合役員会において決算報告がされなければならない。

(資産の保管)

第31条 本協会の資産は理事の中から会長が指名した会計担当理事と、理事長が指名した会計担当委員が職員が保管する。

(会計年度)

第32条 本協会の会計年度は、事業年度に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

## 第10章 登録

(登録)

第33条 本協会への登録は、チーム及び個人は毎年度定められた期日までに必要な手続きを完了しなければ

ならない。

2. 本協会へ登録できる選手は、本協会に登録しているチームの選手でなければならない。

(登録資格)

第34条 本協会へ登録していないチーム及び個人は、本協会主催の競技会他に参加することができない。

2. 本協会へ登録できる選手は、本協会に登録しているチームの選手でなければならない。

## 第11章 事務局

(事務局の設置)

第35条 本協会の事務を処理するため、埼玉県さいたま市桜区神田22-13 松本方に事務局を設置する。

## 第12章 雑則

(罰則)

第36条 本協会に登録されたチーム並びにチーム役員・選手、その他チーム関係者が本協会の名誉を毀損したり、本協会の規則及び決定に従わない場合また不適切な行為が発生した場合は、総合役員会で委嘱された役員で構成された裁定委員会にてその処分の検討・決定を行う。

2. 協会の役員・その他関係者も前項に基づき裁定委員会にて処分の検討・決定を行う。

3. 裁定委員会は、役員会で委嘱された役員数名で構成する。

4. 処分の内容は別途定める。

(本規約の運営)

第37条 本規約の運営に必要な事項の細部については、役員会の議決を経て、別に細則を定めることができる。

(本規約の改正)

第38条 本規約を改正する場合は、役員会において、役員総数の過半数の賛成を得なければならない。

## 第13章 附則

(効力)

第39条 本規約は1965年4月1日から効力を生じる。

(施行)

第40条 本改正規約は、1997年4月1日より施行する。本改正規約は、2019年4月1日から施行する。

